

ドミニカ共和国入国時 PCR 検査結果の提示取り止めについて

令和2年9月11日
在ドミニカ共和国日本国大使館

9日、ドミニカ空港会社（AERODOM）は、9月15日より当国到着時に空港で新型コロナウイルス（COVID-19）の陰性検査証明書を提示する必要がなくなる旨を発表しました。その代わりとして、空港内ではイスラエルで開発された呼気によるウイルス検査が無作為に抽出された到着客に対して実施されます。

あわせて、空港では、ソーシャルディスタンスの確保、体温の測定、マスクの使用等の厳格な感染予防措置が実施されます。

また、短期滞在の目的で入国する外国人観光客は、9月15日から12月31日までの最初の訪問時に限り、許可を持って営業しているホテルでの滞在中に新型コロナウイルスに感染した場合、ドミニカ政府負担の保険が適用されます。

○<https://www.facebook.com/aerodomrd/photos/pb.442663349152425.-2207520000../3276125272472871/?type=3&theater>

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部
EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA
TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013
consul@sd.mofa.go.jp